

Title	著者リプライ
Sub Title	
Author	木村, 真希子(Kimura, Makiko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2022
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.27 (2022. 7) ,p.76- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20220702-0076">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20220702-0076</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

---

## 著者リプライ

木村 真希子

---

まず、忙しい中、本書の書評を執筆してくださった網中昭世氏に感謝したい。網中氏はアフリカ研究者だが、南部アフリカのモザンビークの移民や移民政策に関して、国際的な潮流や国家の在り方という観点から研究を蓄積されてきた。本書は地域研究に機軸を置きつつ、世界的な紛争の動向に目配りし、連邦政府との関係から紛争の長期化を説明しようと試みたが、筆者の意図を的確にとらえた評となっており、大変参考になった。このリプライでは、紙幅の関係上、主に本書の弱点として指摘された二点について応答したい。

網中氏の指摘の一点目は、「運動側が武装闘争へ転じる一要因として武器の入手可能性を指摘する一方で、従来の議会政治路線から決別し、武装化する動機については触れられていない」というものである。この点について、主にアッサム州内における運動や政治状況の観点から補足したい。

ボドの自治や独立を目指す運動が路線を転換した要因として、アッサム州内における運動の転換が指摘できる。アッサム州では 1979 年から 1985 年まで学生団体が「外国人」の追い出しを主張する大規模な反移民運動が展開されていたが、そのさなかに連邦政府が運動弾圧のため、人権侵害を伴う取り締まりを行った。これらに疑問をもった人々がアッサム統一解放戦線 (ULFA) を結成し、インドからの独立を求めた武装闘争を実施して大きな影響を及ぼしていた。本書では ULFA の影響を主に武器の入手可能性に絞って論じたが、ULFA の影響はそれだけではない。

そもそも、ボドの自治権運動は隣接するメガラヤ州の山岳民族やアッサム州内の他の自治権運動や学生運動の影響を大きく受けており、1987 年にボドの学生団体がボドランド運動を開始した際にも、学生による運動というスタイルは先述のアッサムの学生団体による反移民運動に大きな影響を受けている。ULFA の影響は武器の供給や軍事訓練にとどまるものではなく、インドからの独立という主張や、武装闘争路線というスタイルそのものがボド防衛隊などの武装組織に大きな影響を与えたと考えられる。このように、アッサム州内における反移民運動の盛り上がりとそれに続く武装路線の独立運動の登場がボドの武装化の大きなきっかけであった。この点について、アッサム州では広範囲な合意があると理解しているが、現地での文脈を知らない日本の読者に説明するには紙幅の制限もあって割愛した。しかし、この点は確かに読者にとってわかりにくく、やや唐突な印象を受けたかもしれない。

二点目は、ボドランドや他の北東部の小規模州における選挙政治の在り方に関する指摘である。網中氏は、「選挙政治の在り方については、連邦政府と地方専制者の間の『暗黙の了解』と

暗示して読者に委ねるのではなく、その裏付けとなるデータとともに『暗黙の了解』が成立する論理を提示すべきだろう」と指摘する。例えば、「ボドランド領域評議会の党派性と連邦政府からの予算配分に何らかの傾向や関係性が見いだせ、連邦政府がその権限を恣意的に行使していることが示され」る必要があるのではないか、という指摘である。

この点は非常に的確な指摘であり、筆者も小規模州や自治県の予算配分に関する先行研究やデータのリサーチは試みた。しかし、予算が配分されていても実質的に連邦政府から資金が配分されないといった現状もあり、現場での運用に至るデータまで入手できず、数字を示しての議論は展開できなかった。この点については今後の課題としたい。同様に、地図にスケールが表示されていないという点は誠にもっともな指摘であり、今後版を重ねる機会があればぜひ修正したい。

最後に、連邦制と民族の自治の関係について、「制度が運用する主体によって変容させられる」というのは非常に重要な指摘である。書評で紹介いただいたアフリカにおける民族と連邦制の「多様な運用実態」という点は、筆者も非常に興味をそそられた。今後はアジアの、そして他地域の事例にも目配せしつつ、インド北東部における民族紛争と連邦制の関係について知見を深めることを課題としたい。

(きむら まきこ 津田塾大学)